

申請から利子補給まで	
1 利子補給の対象	公庫の貸付月が令和6年3月までのもの。
2 必要書類をそろえ 区に申請	<p>融資決定後、区所定の申請書等必要書類をそろえて融資係に申請ください。 必要書類は以下のとおりです。</p> <p>(1)大田区新創業融資資金利子補給金交付申請書(区所定の書式) (2)支払利息にかかる書類の発行依頼兼個人情報提供承諾書(区所定の書式) (3)公庫発行のお支払額明細書のコピー(全て) (4)2年分(当年度及び前年度)の住民税の納税(非課税)証明書(法人は代表分) 　※代表者がお住まいの市区町村の窓口で取得してください。 (5)大田区内に住所または主たる事業所を有していることが確認できる書類 　法人の場合 発行3か月以内の履歴事項全部証明書(登記前の場合、賃貸借契約書のコピー) 　個人の場合 税務署収受印のある確定申告書(申告前の場合は開業届出書等のコピー) (6)区が求める書類(必要に応じて提出を求める場合があります。)</p>
3 交付可否の決定	書類の受理後、利子補給対象か判断し、交付決定通知または不交付決定通知を送付いたします。
4 区へ請求手続き (毎年)	交付が決定した場合は、利子補給金の請求手続きが必要です。 請求手続き方法及び時期は、交付対象の方に別途、区からご連絡します。
5 利子補給金の支払	3月頃に支払要件を確認後、申請者指定の口座に利子補給金を支払います。